

13 必要書類（保育所入所）

①～④の書類



⑤保育の必要性を確認するための書類【P29】



⑥該当する場合のみ必要となる書類【P30】

※電子申請の場合は、「電子申請」欄をご確認ください。

※文京区所定の様式は文京区ホームページよりダウンロードできます。

※希望する園は第10希望まで記入できます(第10希望まで記入必須では無いため、ご通園に無理のない範囲でご記入ください。)

必要書類		必要な方	
		窓口・郵送	電子申請
①	保育施設等申込受付票	4月入所申請のみ ※5月～1月入所申請時は不要	不要
①	教育・保育給付認定申請書兼 保育所入所（転所）申込書	全員	不要
②	施設型給付費・地域型保育給付費等 現況届	全員	不要
③	児童の状況申告書	全員	不要
④	保育所等入所（転所）申込にあたって の確認書	全員	不要
⑤	保育の必要性を確認するための書類 (就労証明書など)	全員 (P29) ※ご両親分	一部不要 P29 参照
⑥	該当する場合のみ必要となる書類	P30 に該当する場合は提出	一部不要 P30 参照

電子申請の場合、フォームへ申請内容を直接入力していただくため、一部の書類が「不要」となっております。



「選考指数・必要書類 確認フォーム(2025)」で
ご自身が必要な書類を確認することができます！

<https://logofom.jp/form/6KSu/751270>



区外（海外）からの申込み P34

保育の必要性を確認するための書類（*印は文京区所定の様式）

申込要件	必要書類	電子申請
就労 (会社員等の給与所得者)	① * 就労証明書 (全ての勤務先)	必要
	② * 就労状況申告書 (複数勤務の方・所定労働時間がない方のみ)	
就労 (自営業者)	① * 就労証明書 (全ての勤務先)	必要
	② 営業許可証、開業届又は資格証明書等のコピー	
	③ * 就労状況申告書 (複数勤務の方・所定労働時間がない方のみ)	
求職活動中 (採用内定がある)	* 就労証明書 (全ての勤務先)	必要
求職活動中 (採用内定がない)	① * 求職活動状況申告書	不要
	② ハローワークカード、雇用保険受給資格者証、就職あっせん機関(就職情報サイト等も含む) 登録画面のコピーなど求職活動中であることが分かる書類 ※保育所入所後に求職活動を開始する予定である場合は、内定した月中の提出が必要	必要
出産	母子健康手帳のコピー (表紙および出産(分娩)予定日の分かるページ)	必要
疾病	* 診断書 (文京区様式)	必要
障害	障害者手帳のコピー	必要
看護・介護	① * 看護・介護状況申告書	不要
	② 被介護者の診断書・障害者手帳・保険証又は資格確認書など	必要
学生	① * 就学内容状況書	不要
	② 在学証明書もしくは学生証のコピー	必要
	③ カリキュラム ※1週間のスケジュール(曜日、時間)について、担当教授等が証明(自署)したものでも可	必要

※就労証明書は、証明日が申込み開始日から3か月以内のものに限ります。

また、内容について、就労先に問合せをすることがあります。

※自営業者は、三親等内の親族が経営する会社等で就労する場合も含まれます。

※海外勤務である等関係なく、ご両親分の書類が必要です。

※*印の書類は、特別な事情がない限り、文京区の様式での提出が**必須**です。

重要事項（保育の必要性を確認するための書類） P56

[目次へ戻る](#)

該当する場合のみ必要となる書類（*印は文京区所定の様式）

該当者	必要書類	電子申請	
以下基準日時点で、 住所地在文京区ではない方 【4月～8月入園申請】 2024年1月1日時点 【9月～1月入園申請】 2025年1月1日時点	保育料を決定するための資料（ P31 参照）	必要	
区外認可保育施設・認可外保育施設等に、申込児を預けている場合	*受託証明書	必要	
出産予定がある方（出産日が決まっている方）	①*出産・育児休業に関する確認書	不要	
	②母子健康手帳のコピー （表紙及び出産予定日の分かるページ）	必要	
申請児童のきょうだい（弟・妹）のための産休・育休中の方	①*出産・育児休業に関する確認書	不要	
	②母子健康手帳のコピー （表紙及び出産予定日の分かるページ）	必要	
きょうだい同時申請する場合で、希望する保育施設の組合せが複雑な場合	*きょうだい条件確認書	不要	
ひとり親	非 婚	①*ひとり親家庭の状況申告書 ②戸籍謄本のコピー	不要 必要
	離 婚	①*ひとり親家庭の状況申告書 ②戸籍謄本または離婚届受理証明のコピー	不要 必要
	別 居	①*ひとり親家庭の状況申告書	不要
		②別居の実態が確認できるもの※ 【離婚調停中】調停期日通知書のコピー 【単身赴任】就労証明書に単身赴任地・期間を記載 （勤務先の人事担当者による記載）	必要
近隣在住の65歳未満の祖父母で、保育の援助が出来ない方がいる場合 （保護者と500m以上住居が離れている場合は不要）	保育の援助が出来ないことが分かる書類 （ P29 参照）	必要	
申込児の保護者・きょうだいが障害者手帳の交付を受けている場合	障害者手帳・愛の手帳のコピー	必要	
申込児の健康で気になることがある	P63～64 をご確認ください。	不要	
保育士または幼稚園教諭として勤務（予定含む）	保育士証、幼稚園教諭免許状等のコピー	必要	
生活保護を受けている場合	生活保護受給証明書のコピー	必要	

※書類審査の結果、追加で書類の提出を求められます。

[目次へ戻る](#)

保育料を決定するための資料

以下に該当する方は、ご両親分の資料の提出が必要となります。

※文京区民の方であっても、該当年度の住民税が未決定の方（未申告の方）は、すみやかにご申告いただき、下記資料をご提出ください。（住民税未決定の理由や申告方法の問い合わせ等は文京区税務課にお問い合わせください。）

【2025年8月入園までの申込みを行う方】

※2024年1月1日時点で住所地が文京区ではない方は、以下のいずれかの資料の写しをご提出ください。

- 2024年度（令和6年度）住民税決定通知書（毎年5月～6月頃に勤務先または1月1日時点の住所地の自治体から配付されます。）
- 2024年度（令和6年度）住民税課税証明書・非課税証明書（1月1日時点で住所地のあった自治体で発行します。）
※市区町村により通知書・証明書の名称は異なります。
※住民税額・控除額等の記載を省略していないものをご提出ください。

【2025年9月入園以降に申込を行う方】

※2025年1月1日時点で住所地が文京区ではない方は、以下のいずれかの資料の写しをご提出ください。

- 2025年度（令和7年度）住民税決定通知書（毎年5月～6月頃に勤務先または1月1日時点の住所地の自治体から配付されます。）
- 2025年度（令和7年度）住民税課税証明書・非課税証明書（1月1日時点で住所地のあった自治体で発行します。）
※市区町村により通知書・証明書の名称は異なります。
※住民税額・控除額等の記載を省略していないものをご提出ください。

注意点

- ・資料の提出がなく税額が確認できない場合、最高階層（D25）で保育料を決定します。選考においても、同点の場合の優先順位で不利になります。
- ・源泉徴収票は複数勤務の実態や雑所得等が把握できないため、対象としておりません。

海外で収入があった場合について

海外に滞在していたため上記資料を提出できない方及び、国内収入の他に海外収入があった方は、以下の書類も合わせてご提出ください。

○ 海外での収入金額（賞与含む）・控除額が分かる資料

2025年8月入園までの申込みを行う方 ⇒ 2023年1月1日～12月31日までの資料

2025年9月入園以降に申込みを行う方 ⇒ 2024年1月1日～12月31日までの資料

※収入がなかった場合は「収入なし」の旨をお申し出ください。（書式自由）

保育料 P46

収入減 減額申請 P50

[目次へ戻る](#)

14 【区立】月極延長保育必要書類

①～②の書類

+

③保育の必要性を確認するための書類【P29】

+

④該当する場合のみ必要となる書類【P33】

※電子申請、窓口または郵送（必着）でのお申込みとなります。（申込方法は [P26](#)）

※文京区所定の様式は、文京区ホームページからダウンロードできます。

※電子申請の場合は、下表の「電子申請」欄をご確認ください。

※区立保育園・区立認定こども園のスポット延長保育は [P13](#) をご確認ください。

※私立保育園の延長保育の有無は各保育園にご確認ください。

必要書類		必要な方	
		窓口・郵送	電子申請
①	[区立認可保育所] 延長保育申込受付票	4月利用申請のみ ※5月～1月利用申請時は不要	不要
②	*延長保育申込書※1	全員	不要
③	*延長保育申込にあたっての確認書	全員	不要
④	*保育の必要性を確認するための書類 ※2	全員 (P29) ※ご両親分	一部不要 P29 参照
⑤	該当する場合のみ必要となる書類	P33 に該当する場合は提出	一部不要 P33 参照

電子申請の場合、フォームへ申請内容を直接入力していただくため、一部の書類が「不要」となっております。

※1 延長保育申込書の所要時間経路を補足する際は「*所要時間経路等に係る補足資料」をご添付ください。

※2 入所（転所）申込と同時に申請される場合は不要です。

延長保育（区立保育園） P13

保育の必要性を確認するための書類 P29

重要事項（延長保育） P55

[目次へ戻る](#)

該当する場合のみ必要となる書類【延長保育】（*印は文京区所定の様式）

該当者		必要書類※2	電子申請
週3日以上延長保育の利用時間帯（午後6時15分以降）に有料で他の保育サービス等（親族・知人を除く）を利用している場合（区立認可保育所の在園児に限る）		*受託証明書 （区立認可保育所月極延長保育用）	必要
申込児以外のきょうだいが私立認可保育所（地域型保育事業を含む）の月極め延長保育を利用している場合			
出産予定がある方（出産日が決まっている方）		母子健康手帳のコピー（表紙及び出産予定日の分かるページ）	必要
近隣在住の65歳未満の祖父母で、保育の援助が出来ない方がいる場合（保護者と500m以上住居が離れている場合は不要）		保育の援助が出来ないことが分かる書類 （ P29 参照）	必要
ひとり親	非婚	①*ひとり親家庭の状況申告書	不要
		②戸籍謄本のコピー	必要
	離婚	①*ひとり親家庭の状況申告書	不要
		②戸籍謄本または離婚届受理証明のコピー	必要
	別居	①*ひとり親家庭の状況申告書	不要
		②別居の実態が確認できるもの※3 【離婚調停中】調停期日通知書のコピー 【単身赴任】就労証明書に単身赴任地・期間を記載 （勤務先の人事担当者による記載）	必要

※1 該当書類の提出により、必ずしも指数が加点されるわけではありません。各指数の加算要件については、[P23](#)をご参照ください。

※2 入所(転所)申込と同時に申請される場合は不要です（入所(転所)申込と証明内容が異なるため、受託証明書は除く。）。

※3 書類審査の結果、追加で書類の提出を求める場合があります。

延長保育調整指数 P23

[目次へ戻る](#)